

				事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
当期繰入額	1	円	貸倒実績率	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	円	(9)	前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数
繰入限度額の計算	(24)の計)	(26の計)	(17)	(2) × (3) 又は ((4) × (5))	(1) - (6) 又は (7)	(102、104、106、108又は110) 100	(16) (10)	(小数点以下4位未満切上げ)
<b>一括評価金銭債権の明細</b>								
勘定科目	期末残高	(18)のうち税務上貸倒れがとみなされる額及び貸倒否認額	(19)のうち売掛債権等とみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連続完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額	実質的に債権とみられないものの額
	18	19	20	21	22	23	24	25
	円	円	円	円	円	円	円	円
<b>基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細</b>								
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額			27	円	債権から の控除割合 (28) (27)		29	
					(小数点以下3位未満切捨て)			
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額			28	円	実質的に債権とみられないものの額 (24の計) × (29)		30	

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	27	円	債権から の控除割合 (28) (27)	(小数点以下3位未満切捨て)	29	円
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28	円	実質的に債権とみられないものの額 (24の計) × (29)	30	円	